

山 監 査 第 1 4 0 号  
平成30年（2018年）11月26日

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 山 根 雅 敏

山陽小野田市監査委員 松 尾 数 則

- 1 報告内容  
別紙のとおり
- 2 報告書提出先  
山陽小野田市長及び山陽小野田市議会
- 3 報告書提出年月日  
平成30年11月26日

## 定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

### 記

#### 1 監査の種別

定期監査

#### 2 監査の対象

総務部

総務課、人事課、税務課及び消防課

#### 3 監査の期間

平成 30 年 11 月 6 日から平成 30 年 11 月 19 日まで

#### 4 監査の方法

今回の監査は、平成 30 年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

#### 5 監査の結果

監査した結果、次に掲げるものを除き、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。

なお、監査結果に基づき又は監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 12 項の規定より、その旨を監査委員に通知されたい。

#### (1) 市税について

##### (課税保留・職権廃車事務)

ア 課税保留に関する取扱要綱を平成 30 年 4 月 1 日より新規施行しているが、前年まで内規で行ってきた事務を要綱で読み替えて処理している。新規施行のため、今回処理された過年度課税保留分については、要綱の適用とならず、旧内規を適用し処理することとなると思われる。適切な処理をされたい。

イ 職権廃車を行うための実態調査確認の方法が適切とはいえないものがある。

課税保留及び職権廃車事務については、他市の状況等も踏まえ、なるべく簡素な方法で確実な事務が遂行できるよう検討されたい。

【税務課】